

各務原市 市長交際費のウェブサイト公開基準

(目的)

第1条 市長交際費（市長が市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に必要な経費をいう。以下同じ。）の支出に係る情報の透明性を高め、市政に対する市民の理解と信頼を深めてもらうため、必要な事項を定めるものとする。

(公表の内容)

第2条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出件名
- (3) 支出項目
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、病気見舞い等交際の相手方に特段の配慮が必要であると認められる個人名等は公表しないものとする。

(支出項目)

第3条 前条第1項第2号に規定する支出項目は、支出の内容により、次のとおり分類する。

支出項目 支出の内容

- | | |
|-----|--|
| 慶祝 | 市政推進に関わりのある個人または団体の慶事等に係る経費 |
| 弔慰 | 市政推進に関わりのある個人およびその親族に対する香典等に係る経費 |
| 見舞 | 市政推進に関わりのある個人または団体に対する見舞い等に係る経費 |
| 会費 | 市政推進に関わりのある個人または団体が開催する会合等への参加に係る経費 |
| 渉外 | 市政推進に関わり必要とされる情報収集および意見交換、交渉並びに事業または催しへの協賛等に係る経費 |
| その他 | 前各号に規定するもののほか、市政推進上市長が特に必要と認める経費 |

(公表時期)

第4条 市長交際費の公表時期は次のとおりとする。

(1) 市長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌々月の1日（その日が市の休日に当たるときはその翌日）までに公表するものとする。

(2) 市ウェブサイト上で公開する市長交際費は2年間(現年度+前年度分)とする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

2 この基準は必要に応じて適宜見直すこととする。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この基準に関わらず、平成25年5月20日以降に支出のあった市長交際費について適用する。